

－ 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内 －

国土交通省より自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。

<2022年8月5日発表>

[自動車検査証の有効期間を伸長します～令和4年8月の大雨の被害を受けて～](#)

(国土交通省ホームページ掲載)

<2022年8月8日発表>

[自動車検査証の有効期間を再伸長します～令和4年8月の大雨の被害を受けて～](#)

(国土交通省ホームページ掲載)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

1. 特別措置の適用

<伸長対象地域>

第1群	【福井県】全域（第2群を除く）
第2群	【福井県】 敦賀市（つるがし）、美浜町（みはまちょう）、若狭町（わかさちょう）、小浜市（おばまし）、おおい町（おおいちょう）、高浜町（たかはまちょう）、南越前町（みなみえちぜんちょう）

2. 特別措置の具体的な内容

(1) 継続契約の締結手続の猶予

①第1群

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2022年8月5日から2022年8月7日までの自動車に付保された保険契約であり、2022年8月5日から2022年8月8日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2022年8月8日を限度として猶予します。

[検査対象外車]

2022年8月5日から2022年8月8日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2022年8月8日を限度として猶予します。

②第2群

[検査対象車]

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2022年8月5日から2022年8月14日までの自動車に付保された保険契約であり、2022年8月5日から2022年8月15日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2022年8月15日を限度として猶予します。

[検査対象外車]

2022年8月5日から2022年8月15日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同

一車両に係る継続契約の締結手続を、2022年8月15日を限度として猶予します。

(2) 継続契約の保険料払込みの猶予（第1群および第2群）

2022年8月5日から2022年10月31日までを申込日とする契約については保険料の支払を2022年10月31日まで猶予します。

対象	使用の本拠	車検期間の伸長	契約手続猶予		保険料払込猶予※	
車検対象車	車検伸長対象地域内	有	第1群	○ 2022年8月8日迄	○ 2022年10月31日迄	
			第2群	○ 2022年8月15日迄		
	車検伸長対象地域外	無	×			
	上記以外	車検伸長対象地域内	有	第1群		○ 2022年8月8日迄
				第2群		○ 2022年8月15日迄
	車検伸長対象地域外	無	×			×
車検対象外車	—	—	第1群	○ 2022年8月8日迄	○ 2022年10月31日迄	
			第2群	○ 2022年8月15日迄		
	—	—	×			×